

## 1. 給与所得金額速算表

給与収入金額		給与所得金額	
0 ～	550,999 円	0 円	
551,000 ～	1,618,999 円	給与収入金額 - 550,000 円	
1,619,000 ～	1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 ～	1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 ～	1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 ～	1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 ～	1,799,999 円	給与収入金額 ÷ 4 = A (千円未満の端数切り捨て)	A × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 ～	3,599,999 円		A × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 ～	6,599,999 円		A × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 ～	8,499,999 円	給与収入金額 × 0.9 - 1,100,000 円	
8,500,000 円以上		給与収入金額 - 1,950,000 円	

### 【所得金額調整控除】

令和3年度分以後、次に該当する場合、給与所得に対して所得金額調整控除が適用されます。

	適用対象者	控除額
1	給与等の収入金額が850万円を超える者で次のいずれかに該当する場合 ア 本人が特別障害者に該当する イ 23歳未満の扶養親族を有する ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する	(給与等の収入金額 - 850万円) × 10% ※給与等の収入金額が1,000万円超の場合は、1,000万円から850万円を控除した金額に10%を乗じる。
2	給与所得控除後の給与等の金額 (A) 及び公的年金等に係る雑所得の金額 (B) がある給与所得者で、その合計額が10万円を超える者	(A + B) - 10万円 ※最大10万円を給与所得から控除する。

## 2. 公的年金等所得金額速算表

65歳以上の方

公的年金等収入金額 (A)	公的年金等雑所得金額 (円)		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1000万円以下	1000万円超2000万円以下	2000万円超
～ 3,299,999	A - 1,100,000	A - 1,000,000	A - 900,000
3,300,000 ～ 4,099,999	0.75A - 275,000	0.75A - 175,000	0.75A - 750,000
4,100,000 ～ 7,699,999	0.85A - 685,000	0.85A - 585,000	0.85A - 485,000
7,700,000 ～ 9,999,999	0.95A - 1,455,000	0.95A - 1,355,000	0.95A - 1,255,000
10,000,000 ～	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000

65歳未満の方

公的年金等収入金額 (A)	公的年金等雑所得金額 (円)		
	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1000万円以下	1000万円超2000万円以下	2000万円超
～ 1,299,999	A - 600,000	A - 500,000	A - 400,000
3,300,000 ～ 4,099,999	0.75A - 275,000	0.75A - 175,000	0.75A - 750,000
4,100,000 ～ 7,699,999	0.85A - 685,000	0.85A - 585,000	0.85A - 485,000
7,700,000 ～ 9,999,999	0.95A - 1,455,000	0.95A - 1,355,000	0.95A - 1,255,000
10,000,000 ～	A - 1,955,000	A - 1,855,000	A - 1,755,000

※年齢は、前年の12月31日現在の年齢によります。

### 合計所得金額の計算方法について

給与収入や公的年金等の収入がある場合は、収入金額を合計した後に上記の速算表で所得金額を求め、それ以外の所得がある場合は、【収入 - 経費 = 所得 (一時・総合譲渡所得は計算方法が異なります)】で所得金額を計算し、それぞれの金額を合算してください。また、損失繰越控除や分離譲渡所得の特別控除の適用を受けている場合は、控除前の金額を合算してください。